

05201

秋田県

秋田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員			
(全域) 新增設 製造業等 1億円超 ※農林漁業関連業種の場合 5,000万円超 ※地域未来投資促進法に基づく企業立地計画の承認を受けた者	—	課税免除	固定資産税 (家屋(構築物含む)・土地)	3年間
(河辺地区) 新增設 製造業等 2,700万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間
特定業務施設(本社機能)の東京23区内からの移転または地方にある本社機能の拡充 ※地域再生法に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた者	10人以上(中小企業は5人以上)増加	不均一課税 ※適用税率 ①移転型 1年目 0.14% 2年目 0.35% 3年目 0.7% ②拡充型 1年目 0.14% 2年目 0.467% 3年目 0.933%	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
秋田市商工業振興条例	S42.6 (改正 R2.4)	●工場・卸売商業施設・貿易関連施設・流通関連施設の新增設 1.市外企業 ①投資額 5,000万円超 新規雇用 5人以上 ②投資額 5,000万円+(5人-新規雇用者数)×1,000万円超 ※1/2以上地元発注 新規雇用 3人以上4人以下 2.市内企業(市内で1年以上事業を行って	●操業促進助成金 ・投下固定資産総額の3% ・地域未来投資促進法に基づく重点促進分野で新規雇用が10人以上の場合は投下固定資産総額の5% (家屋、償却資産、ソフトウェア) ・本市への本社機能等の移転を伴う新增設を行う場合、上記助成率に2%上乘せ ●用地取得助成金

	<p>いる場合)</p> <p>①投資額 3,000 万円超 新規雇用 3人以上</p> <p>②投資額 3,000 万円+(3人-新規雇用者数)×1,000 万円超 ※1/2 以上地元発注 新規雇用 1人以上2人以下</p> <p>③投資額 5億円超</p> <p>●情報通信関連事業所・特定サービス施設の新増設</p> <p>○ソフトウェア事業所</p> <p>○映像情報制作等事業所</p> <p>○専用通信回線を利用した顧客サービス事業に供する施設</p> <p>ア データセンター イ コールセンター ウ 事務センター エ マネージメント・サービスプロバイダ</p> <p>○特定サービス施設 技術サービス業、こん包業など、産業分類表から別途指定するもの</p> <p>1.市外企業</p> <p>①投資額 3,000 万円超 新規雇用 5人以上 ※新規雇用者数が5人から1人増加するごとに投資額 3,000 万円超を 50 万円ずつ緩和</p> <p>②投資額 3,000 万円+(5人-新規雇用者数)×600 万円超 ※1/2 以上地元発注 新規雇用 3人以上4人以下</p> <p>2.市内企業(市内で1年以上事業を行っている場合)</p> <p>①投資額 1,500 万円超 新規雇用 3人以上 ※新規雇用者数が3人から1人増加ごとに投資額 1,500 万円超を 50 万円ずつ緩和</p>	<p>・市の工業団地等の用地取得価額の 20~40%</p> <p>●環境整備助成金</p> <p>・緑化・福利施設、公害防止施設、新エネルギー設備、省エネルギー設備の対象経費の 50%</p> <p>・限度額 2,000 万円</p> <p>●雇用促進助成金</p> <p>新規雇用者1人につき</p> <p>・正規雇用者 50 万円</p> <p>・非正規雇用者 10 万円</p> <p>・非正規雇用者から正規雇用者への転換者 25 万円</p>
--	--	--

	<p>②投資額 1,500万円+(3人-新規雇用者数)×500万円超</p> <p>※1/2以上地元発注</p> <p>新規雇用 1人以上2人以下</p> <p>●研究施設(製造業)の新增設</p> <p>投資額 5,000万円超</p> <p>(市内企業は 3,000万円超)</p> <p>●協同組合等の集団化事業又は共同施設事業</p>	
	<p>市内企業競争力強化助成金(市内に本社があり3年以上事業を行っている場合)</p> <p>①投資額 1,000万円超</p> <p>②新規雇用 2人以上</p> <p>※1/2以上地元発注の場合は1人以上</p>	<p>●市内企業競争力強化助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,000万円まで 投資額×10% ・1,000万円超～2,000万円まで 投資額×5% ・2,000万円超 投資額×3% <p>(家屋、償却資産、ソフトウェア)</p> <p>★用地取得助成金、環境整備助成金、雇用促進助成金は上記内容を適用</p>
	<p>情報通信関連事業所、特定サービス施設の市街化区域に立地する建物に賃借で入居する新增設</p> <p>①新規雇用 5人以上</p> <p>②賃借面積 65㎡以上</p> <p>(中心市街地 面積要件なし)</p>	<p>●建物賃借助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフィスビル等の賃借料 <p>賃借料の50%(中心市街地または商業地域)</p> <p>賃借料の25%(上記以外の市街化区域)</p> <p>(操業開始から3カ年交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間限度額 <p>2,000万円</p> <p>★環境整備助成金、雇用促進助成金は上記内容を適用</p>
	<p>○助成限度額</p> <p>すべての助成金の総額 5億円</p>	

05202

秋田県

能代市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
工場、ソフトウェア事業所、卸売商業施設、製造等 関連サービス事業所、研究施設 工場等を構成する家屋、償却資産のうち、事業 の用に供されるもの、及び当該工場の敷地である 土地(取得後1年以内に建設着手した場合) 3,000万円以上	新規常用雇用者 3人以上 ※増設の場合	課税免除	固定資産税	5年間
再生可能エネルギー発電事業所 工場等を構成する家屋、償却資産のうち、事業 の用に供されるもの、及び当該工場の敷地である 土地(取得後1年以内に建設着手した場合)	新規常用雇用者 10人以上	減免 (1/2)	固定資産税	5年間
情報通信関連サービス事業所(コールセンター等) 工場等を構成する家屋、償却資産のうち、事業 の用に供されるもの、及び当該工場の敷地である 土地(取得後1年以内に建設着手した場合)	新規常勤雇用者10 人以上	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
能代市商工業 振興促進条例	H18.3	○工場、ソフトウェア事業所、卸 売商業施設、製造等関連サービ ス事業所、研究施設、再生可能 エネルギー発電事業所 (R3.3.31までに新增設・移設する もの) ①投下固定資産総額3,000万円 超 ②新規常勤雇用者3人以上(再 生可能エネルギー発電事業所は 10人以上)	用地取得助成金 ○能代工業団地、能代木材工業団地内に3,000㎡以 上の土地を取得し、3年以内に操業を開始した場合 ○取得価格の25% ○限度額:2億円 雇用奨励金(3年間) ○市内に住所を有する新規常勤雇用者を1年間継続 して雇用した場合 (1)新卒者又は市内転入者 30万円 (2)短時間労働者及び雇用期間の定めのある者 10万 円 (3)前各号以外の者 20万円 ○限度額:3,000万円

			<p>土地・建物賃借料助成金(3年間)</p> <p>○土地又は建物を賃借により新設等した場合</p> <p>○土地又は建物の賃借料の合計額の30%</p> <p>○限度額:600万円</p>
		<p>○情報通信関連サービス事業所 (コールセンター等)</p> <p>(R3.3.31までに新增設・移設するもの)</p> <p>①新規常勤雇用者10人以上</p>	<p>土地・建物・機械設備取得助成金</p> <p>○建物、機械設備又はその建物の敷地である土地を取得し、3年以内に操業を開始した場合</p> <p>○取得価格の25%</p> <p>○限度額:1億円</p>
			<p>研修費助成金</p> <p>○新規常勤雇用者について、操業開始前の研修期間に賃金を支払った場合</p> <p>○賃金(諸手当を除く)の50%</p>
			<p>土地・建物・機械設備賃借料助成金(3年間)</p> <p>○事業の用に供する建物、機械設備又はその建物の敷地である土地を賃借した場合</p> <p>○賃借料の合計額の30%</p>
			<p>雇用助成金(3年間)</p> <p>○市内に住所を有する新規常勤雇用者を1年間継続して雇用した場合</p> <p>(1)新卒者又は市内転入者 30万円</p> <p>(2)短時間労働者及び雇用期間の定めのある者 10万円</p> <p>(3)前各号以外の者 20万円</p>
			<p>通信回線使用料助成金(3年間)</p> <p>○電話料金、インターネット接続サービスの利用に係る経費、専用回線使用料</p> <p>○通信回線使用料の合計額の10%</p>
			<p>*限度額:上記4制度合わせて1億円</p>

05203

秋田県

横手市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
工場の新增設(製造業、電気業のうち発電所、ガス業のうちガス製造工場、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及びその他の事業サービス業のうちコールセンター業並びに製造に関連する事業のうち特に市長が認めた事業) ・工業等の用に供する償却資産の取得価格 2,000 万円超	新規常勤雇用者数 新設の場合 5人 増設の場合 3人 (但し、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業にあつては、10 人以上)	課税免除 又は減免	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
横手市企業立地促進奨励金交付要綱	H17. 10	【下記2つの条件のうち、いずれかに該当する者】 ●条件1 ○工業等の用に供する償却資産の取得価格の合計が2,000万円を超えるもの ○新規常勤雇用者 ・新設の場合 5人以上 ・増設の場合 3人以上 (但し、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業にあつては、新規常勤雇用者が10人以上) ●条件2 ○新增設または事業拡大する者であつて、単年度あたりの新規常勤雇用者数が20人以上	用地取得助成金 ○補助率 50% ○限度額 1億円 (工業団地以外の用地を取得する場合は指定要件の雇用人数に2人以上を加算、1平方メートルあたり単価上限6,750円) 雇用奨励金 ○新規常勤従業員および処遇改善による期間の定めのない雇用増1人につき、年額30万円、3年間 (横手市に住所をおき、かつ、雇用から1年を経過した者) 環境整備推進奨励金 周辺住環境に配慮して実施した措置に係る経費の一部を助成 ○操業開始日より3年以内に1度限り、30% ○限度額 500万円

		<p>○工業等の用に供する償却資産の取 得価格の合計が2,000万円を超えるもの</p> <p>○新規常用雇用者 ・新設の場合 5人以上 ・増設の場合 3人以上 (但し、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業にあつては、新規常勤雇用者が10人以上)</p>	<p>雪対策奨励金 工場敷地内の除雪対策に係る経費の一部を助成</p> <p>○除雪機器購入等 50% (限度額500万円、3年以内に1度限り)</p> <p>○融雪経費や除雪業者への委託費等 50%</p> <p>○限度額 年間300万円、3年間</p>
横手市補助金等交付要綱(BIGプロジェクト支援事業補助金)	R2.4	○市内に新規立地した企業であつて、投資額(土地代及び消費税を除く)が1億円を超え、かつ、新規正規雇用が5人以上	○対象投資額の 10%、限度額 5,000万円 (3年間の一連の投資に対して1度限り)
		○市内の既存中小企業等であつて、投資額(土地代及び消費税を除く)が5億円を超え、かつ、新規正規雇用が10人以上	○対象投資額の 5%、限度額 5,000万円 (3年間の一連の投資に対して1度限り)
横手市補助金等交付要綱(IT・ソフトウェア関連産業企業立地優遇制度助成金)	H26.4	<p>○新規立地又は既存事業の拡大を行い、かつ、3人以上の新規雇用(期間の定めのない者に限る)</p> <p>【特認】 ○5年間の合計で30人以上の新規雇用(期間の定めのない者に限る)を行う計画を有し、かつ、毎年6人以上の新規雇用(期間の定めのない者に限る)</p>	雇用に係る経費の一部助成 ○新規雇用1年経過後、1人につき30万円 (市に住所を有する者に限る、1回限り)
			従業員家賃に係る経費の一部助成 ○1人1月につき15,000円以内 (市外からの転入者に限る、要件適用後 2年間)
			事務所取得に係る経費の一部助成 ○対象経費の 30%、限度額 1,500万円 (3年以内、1件限り、市内物件に限る)
			事務所賃借に係る経費の一部助成 ○対象経費の 30%、限度額 5,000円/坪・月 かつ、300万円/年 (要件適用後 5年間)
			通信に係る経費の一部助成 ○対象経費の 50%、限度額 200万円 (要件適用後 5年間)
			【特認に限る】 研修期間に係る費用の一部助成 ○研修期間に係る給与等の 30%、限度額

			20万円/人 (雇用形態は問わず、2か月分を上限、市に住所を有する者に限る、1回限り)
--	--	--	--

05204

秋田県

大館市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	1,900	課税免除	固定資産税	3年間
		新增設	5	
		(市内企業は3)		

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大館市工場等設置促進条例	S61.6	工場等の新增設 ①土地を除く投下固定資本額 1,900 万円超 ②新規雇用従業員(常用) 5人以上(市内企業は3人以上)	用地取得費助成金 ○県大館第二工業団地を2万㎡以上購入した場合、面積1㎡につき5,000円を超えない範囲において予算に定める額
	(改正		操業開始時支援金 ○新規雇用従業員1人につき10万円(限度額500万円)
	H13.6		雇用奨励金 ○10人を超える新規雇用地元従業員1人につき10万円(3年以内)
	H23.6		障害者雇用奨励金 ○操業開始から2年以上継続して雇用1人につき10万円
	H25.3)		福利厚生施設・除雪設備等助成金 ○対象経費の1/3 (3年以内、限度額1,000万円)
			緑地等環境保全施設助成金 ○工場敷地の25%以上に緑地等を設置 対象経費の1/3(限度額200万円)

05206

秋田県

男鹿市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設(令和3年3月末日まで) 2,300 超	5	課税免除	固定資産税	操業翌年度か ら3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
男鹿市商工業振興 促進条例	H17.3 (改正 H21.6) (改正 H29.9)	①令和3年3月末日までに工場を新增設する もの ②新規雇用従業員(常勤)のうち市内に住所 を有する者が5人以上 ③投下固定資産総額 2,300 万円超	○雇用奨励金 市内に住所を有する常勤の従業員1人 につき年額 20 万円 (限度額3年間で 3,000 万円) ○施設整備費補助金 取得価額の 30/100 限度額 3,000 万円 (土地+建物)

05207

秋田県

湯沢市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
工場の新增設	2,000	課税免除	固定資産税	3年間
	工場等 新 設 20 増 設 10			
ソフトウェア事業所、研究施設及び特 認施設の新増設	20,000	課税免除	固定資産税	3年間
	特認施設 新 設 10 増 設 5			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
湯沢市工業等振興 条例	H17.3	<p>○工場等(工場、ソフトウェア事業所、研究施設)及び特認施設(運輸業、卸売業及びサービス業のうち特に工業の振興に資すると認めた施設)の新増設で、次の要件を具備するもの(1、4及び2又は3の要件を具備し、特に必要と認めた場合はこの限りではない)</p> <p>1.新設 用地取得面積 3,000 m²以上 増設 用地取得面積 2,000 m²以上(ただし、同一敷地内の増設にあつては、2,000 m²以上の遊休地がある場合を除く)</p> <p>2.工場等 操業開始日まで新規雇用が新設は20人(増設は10人)以上 特認施設 操業開始日まで新規雇用が新設は10人(増設は5人)以上(期限付臨時雇用者、季節従業員、パートタイマー等を除く)</p> <p>3.工場:固定資産(所得税法施行令第6条第1号から第7号に掲げるものに限る)の取得価格の合計額が2,000万円を超える新増設 ソフトウェア事業所、研究施設及び特認施設:直接事業に供する土地建物、付属設備等の固定資産に係る設備投資額が2億円を超える新増設</p> <p>4.用地取得後、1年以内に工場等の建設に着手</p>	<p>用地取得補助金</p> <p>○用地取得額の50% (限度額5,000万円)</p>



05209

秋田県

鹿角市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
鹿角市企業立地 促進条例	H17.4 (改正 H29.12)	○新設の場合 鹿角市に住所を有する従業員を新たに5人以上(事業が新産業に属する場合にあつては2人以上)雇用 ○増設・移設の場合 鹿角市に住所を有する従業員を新たに2人以上雇用	以下の助成金を、限度額1億 5,000 万円で、複数回の助成可
			施設整備助成金 a 投下固定資産の 10%<20%> b 土地及び建物賃借料の 100% (操業開始から5年間、4年目・5年目は 50%) c 設備機器リース料の 30%<50%> (操業開始から3年間) ※上記く >内はあきた企業立地促進助成事業の補助対象企業の要件に合致する事業主に適用される値。
			工場団地取得助成金 鹿角工業団地取得額の 10%
			地元雇用助成金 鹿角市に住所を有する新規雇用従業員1人につき 30 万円 (操業後3年間の純年増分)
			環境整備助成金 除雪対策に係る経費の 50% (操業開始から冬期間3期) (事業所を新設する場合のみ)
			事業の高度化に対する助成 工場の増設・移設が企業立地促進法第3条第3項に規定する事業高度化に資するものと認められる場合、以下の費用を助成 A 投下固定資産の 30% B 移送費の 50%

			(年度限度額 上記 AB の合算で 1,000 万円) 助成金の累計額が1億円を超える場合は1人以上の新規雇用を要件とする。ただし、平成 30 年度までの時限措置。
--	--	--	---

05210

秋田県

由利本荘市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設 2,700	新增設 5 （中小企業3）	課税免除	固定資産税	5年間 （オプションで最大3年延長あり）

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
由利本荘市工場等 立地促進条例	H2.4 (改正 H17.3) (改正 H24.1)	工場の新増設 ①投下固定資本総額 2,700 万円以上 ②新規雇用従業員数 5 人以上 （中小企業は 3 人以上）	雇用奨励金 ○従業員1人当たり 10 万円 （限度額3年間で 3,000 万円） ※障がい者雇用についても別途奨励金あり
			用地取得助成金 ○5,000 m ² を超える部分の面積に、1 m ² 当たり1万円を超える部分の額(1万円限度)を乗じた額の 30% （限度額 3,000 万円）
			福利厚生施設等助成金 ○対象経費の 1/3 （3年以内、1,000 万円限度）
由利本荘市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例	H24.9	工場立地法にかかる「特定工場」	市内の大部分の地域について、「緑地割合」を 10%以上、「環境施設割合」を 15%以上に緩和

05211

秋田県

潟上市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間		
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)					
新 設	5,000	新 設	10	課税免除	固定資産税	3年間
増 設	3,000	増 設	5			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
潟上市工場等設置奨励条例	H17.3 (改正) H28.5 R2.3)	1.工場の新設 ①投下固定資産 5,000 万円以上 ②常時雇用者 10人以上 2.工場の増設 ①投下固定資産 3,000 万円以上 ②常時雇用者 5人以上	1.雇用奨励金 ○常時雇用者の内、市内に住所を有するもの1人につき10万円/年 ○限度額 500万円(1工場、3年間合計) 2.用地取得助成金 ○潟上市内に用地取得(5,000㎡以上)に対する助成 新 設:20% 増 設:10% ○限度額 3,000万円 3.設備投資助成金 ○工場等の新增設に伴う設備投資(建物・建物付属設備・機械装置・外構工事及び駐車場整備工事)に対する助成金 新 設:20% 増 設:10% ○限度額 3,000万円

05212

秋田県

大仙市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,000万円を超える設備投資額	新設 新規雇用5人 増設 新規雇用2人 (いずれも研究施設については雇 用者の制限なし)	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大仙市情報関連 産業集積事業費 補助金交付要綱	H30.12	【対象企業】 ①本社(子会社含む)を設置する市外企業 ②事業所を設置する企業で県市合同の企業立地協定を 結ぶもの 【雇用要件】 ①新設 5人以上の新規常用雇用 ②増設 2人以上の新規常用雇用 【対象業種】 ①情報通信業(IT・プログラミング・システム開発・インタ ーネット付随サービス業、情報処理業等) ②技術サービス業(製品のデザインや機械設計にかかる 事業所) ③コールセンター業	【補助対象経費】 (1)事業所設置・整備(1事業計 画につき1回限り) ①費事業所の取得・設置費 ②補助率 30% 交付上限額 1,000万円 (2)事業所賃借料(敷金等諸経費 除く) ①補助率 20% 交付上限 300万 円/年(最大3年間) (3)機械設備購入費(1事業計画 につき申請は1回に限る) ①機械設備、備品の購入費用の うち、償却資産台帳に記載するも の ②補助率 20% 交付上限額 500 万円/年 (4)機械設備賃借料 ①⑤3設備・備品の賃借またはリ ース費用 ②補助率 20% 交付上限額 300 万円/年(最大3年間) 【補助金額】

			補助金額(1)～(4)の合計(最大2,000万円)
大仙市工場等用地取得等助成金交付要綱	H29.4	<p>【対象業種】 製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、研究施設、木質バイオマス発電所、コールセンター業</p> <p>【事業所要件】 ①用地面積 2,500 m²以上 ②雇用要件 ・新設 5人以上の新規常用雇用 ・増設 2人以上の新規常用雇用 ※研究施設の新増設は雇用要件なし</p>	<p>【補助金額】 ①取得の場合 取得額の30%(上限1億円) ②借地の場合 借地料の20%を3年間助成</p>
大仙市工場等建物・設備等取得支援補助金交付要綱	R2.4	<p>【対象業種】 製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、研究施設、木質バイオマス発電所、コールセンター業</p> <p>【事業所要件】 ①費用 新設 5,000万円超 増設 3,000万円超 ②雇用要件 新設・増設 5人以上の新規常用雇用 ※研究施設の新増設は雇用要件なし</p>	<p>【補助金額】 ①新規誘致企業 補助対象経費の30%(上限1億円) ②増設企業 補助対象経費の10%(上限1億円)</p>
大仙市空き工場等再利用助成金交付要綱	R2.4	<p>【事業所要件】 ①操業時の新規雇用者が5人以上(市内に工場等を有している操業者にあつては2人以上) ②投下固定資産額2,000万円超であること ③空き工場等の延床面積が330 m²以上</p>	<p>【助成金】 空き工場等に課税される固定資産税相当額に3を乗じて得た額(限度額1,000万円)</p>
大仙市企業雪対策支援補助金交付要綱	R2.4	<p>【事業所要件】 ①工業等振興条例の指定を受けた事業所又は空き工場再利用助成金交付要綱の指定を受け、かつ、操業開始した事業所であること ②申請は、操業開始の年度から3年度以内に1回限り行うことができる。ただし、新設企業(市内に既存工場等を有せず自己所有地で新たに創業した企業)にあつては、操業開始の年度から3回(1年につき1回)を限度として行うことができる。</p>	<p>【対象経費】 除雪機械の購入、消融雪設備の新設・更新、除雪業務の委託にかかる経費</p> <p>【補助金額】 補助対象経費の1/2 ①新規誘致企業は、上限300万円を3年間補助 ②その他の企業は、上限100万円を1年間補助</p>
大仙市企業立地インフラ整備支	R2.4	<p>【事業所要件】 ①工業等振興条例の指定を受けた事業所又は空き工場</p>	<p>【対象経費】 市内に工場等を新たに設置又は</p>

援補助金交付要綱		再利用助成金交付要綱の指定を受け、かつ、操業開始した事業所であること	増設する場合に行う道路、水路又は水道施設の新設又は改修に係る経費 【補助金額】 補助対象経費の1/2(上限 100万円)
大仙市雇用助成金交付要綱	H29.4	<p>【事業所要件】</p> <p>①工業等振興条例の指定を受けた事業所又は空き工場再利用助成金交付要綱の指定を受け、かつ、操業開始した事業所であること</p> <p>②会社法に規定する会社並びに個人事業者等であること</p> <p>③大仙市内に事業所を有すること</p> <p>④健康保険法に規定する適用事業所であること</p> <p>⑤助成金の申請に係る新規雇用の期日前6月以内に、会社都合による離職者がいない事業所であること</p> <p>⑥市税の滞納がない事業者であること</p> <p>【被雇用者条件】</p> <p>① 雇用時の年齢が満 65 歳未満</p> <p>② 雇用された日から継続して1年以上大仙市に住所を有する者</p> <p>③ 雇用された日から継続して1年以上会社等に勤務する者</p> <p>④ 振興条例第8条に規定する雇用人数の要件を満たすための1人目の雇用日から指定の日の前日までに雇用された者若しくは指定の日から3年以内に雇用された者又は空き工場要綱第3条第1項に規定する雇用人数の要件を満たすための1人目の雇用日から操業開始の日の前日までに雇用された者若しくは操業開始の日から3年以内に雇用された者</p> <p>⑤ 雇用形態が常用雇用で、期間の定めのない契約による雇用であり、短時間労働者や派遣労働者でない者</p> <p>⑥ 雇用保険、健康保険、厚生年金の被保険者</p>	<p>【助成金】</p> <p>被雇用者1人につき15万円。 但し、新卒者に該当する場合は30万円、A ターン就職者に該当する場合は60万円(新学校教育法第1条に規定する学校又は専門知識、技術を習得するための専門学校等を卒業した者で、当該学校を卒業した日から3年以内であり、かつ、1年以上継続して正規雇用された経験がない満45歳未満の者をいう。また、A ターン就職者とは、秋田県外から大仙市に転入し、転入後最初に雇用された者をいう。)</p>

05213

秋田県

北秋田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 5,000	新設 5	課税免除	固定資産税	5年間及び不況業種に指定された企業
増設 3,000	増設 3			
ソフトウェア事業所研究所の 増設 1,000	増設 5			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
北秋田市工業振興 促進条例	H17.3 (改正 H20.7)	1.工場の新設 投下固定資産総額 5,000 万円以上 常時雇用者 5人以上	雇用奨励金(3年間) ○雇用者1人につき 10 万円 (新卒、市内転入者は1人につき 20 万円) (限度額1企業年額 1,000 万円)
		2.工場の増設 投下固定資産総額 3,000 万円以上 常時雇用者 3人以上	資格取得奨励金 ○ISO認定取得に係る経費の 20% ○1企業につき 500 万円限度
		3.工場の移設 投下固定資産総額 5,000 万円以上	緑地等環境保全施設助成金 ○工場敷地の 25%以上の面積に緑地等環境保全施設を設置した場合、直接経費の 1/3 ○1企業につき 300 万円限度
		4.ソフトウェア、研究所の増設 投下固定資産総額 1,000 万円以上 常時雇用者 5人以上	施設整備助成金(3年間) ○移設した施設及び設備で、固定資産税納付額の範囲内で1百万円を限度として、操業の翌年度より交付
北秋田市雇用促進 交付金	H27.4	1.市内で法人格を有する既存・新規事業者 正規雇用者 1人以上	雇用奨励金(3年間) ○雇用者1人につき 10 万円

05214

秋田県

にかほ市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間		
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)					
新設・増設	1,000	新設	5	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
にかほ市企業立地促進条例	H21.12 (改正 H26.4) (改正 R2.2.1)	工場の新増設 ① 投下固定資産取得総額 1,000 万円以上 ② 操業時常時雇用従業員 5人以上(新設の場合) ※機械設備リース料助成金の対象要件は、上記①②に加え、事業を運営するのに必要な機械設備のリース等の総額が1,000万円を超える場合とする。 ※使用料助成金の対象要件は、上記①②に加え、工場等の新設時に、にかほ市に住所を有する新規雇用正社員を10人以上雇用した場合で、かつ、投下固定資産の取得価格の総額が1億円を超える場合とする。	1.設備投資助成金 【新設】 投下固定資産(土地を除く)の取得額の10%に相当する額とし、指定の日の属する年度1回限り。(上限額5,000万円) 【増設】 投下固定資産(土地を除く)の取得額の5%に相当する額とし、指定の日の属する年度における1企業あたり助成回数1回、上限額は1,000万円とする。 ただし、にかほ市税条例(平成17年にかほ市条例第57号)第31条第2項表中ホに掲げる法人事業所のみ助成対象とする。 2.土地・建物借上助成金 土地・建物の借り上げ部分に係る固定資産税に相当する額とし、交付期間は、指定の日の属する年から5年間。(上限額100万円/年) 3.機械設備リース料助成金 投下固定資産(土地・建物を除く)リース料の5%に相当する額(上限額200万円/年)とし、指定の日の属する年度における1企業あたり助成回数1回とする。交付期間は交付決定の日の属する年から5年間とする。 ただし、にかほ市税条例第31条第2項表中ホに掲げる法人事業所のみ助成対象とする。 4.使用料助成金 事業に使用した料金が算出できる通信回線使用料、電力使用料及びガス・工業用水使用料の30%に相当する額(上限額1,000万円/年)とし、交付期間は、指定の日の属する年から5年間とする。 ただし、コールセンター業及び情報通信業においては上限額200万円/年とする。 5.雇用促進助成金 本市に住所を有する新規雇用正社員1人につき25万円とし1回限り。(上限額1,250万円) ※操業日の前後6箇月以内に雇用契約し、1年以上雇用すること

05215

秋田県

仙北市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
企業立地促進法に基づく企業立地計画の承認を受けた事業者 新增設 製造業等 20,000 農林漁業関連業種 5,000	—	課税免除	固定資産税 (家屋、減価償却資産、土地)	3年間
新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
仙北市企業立地促進条例	H18.3	○製造業・情報通信業・運輸業・卸売業・宿泊業・サービス業の一部や市長が特に認めた施設の新増設、移転及び建替え ①新設・建替え 投下固定資産額＝3,000万円超・常時雇用者5人以上(うち市内居住6割以上) ②増設 投下固定資産額＝2,000万円超・常時雇用者5人以上増(うち市内居住6割以上増) ③移設 投下固定資産額＝2,000万円超・常時雇用者5人以上(うち市内居住6割以上)、ただし、移転前の人数を下回らないもの ※投資家による事業所設置でも該当	固定資産相当額奨励金 ※限度額1億円
			○固定資産税が課される年度から10年間、固定資産税相当額奨励金を交付(既存施設取得・建替えは5年)
			用地取得助成金 ○2,000㎡を超える部分の面積×(1㎡当たりの平均単価)×30%以内＝交付額 (限度額＝2,500万円)
			事業所用地借地助成金 ○市長が認めた契約内容で、契約額の20%以内 (契約時から5年間)

05303

秋田県

小坂町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	2,700 超	課税免除	固定資産税	3年間 (申請期間は R4.3 まで)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
小坂町産業振興 促進条例	H25.4 (R4.3 まで)	○工場等の新增設 ①本町産業の振興及び雇用の促進 に資するものであること。 ②新規雇用従業員の増加が見込ま れるものであること。 ③工場等の立地にあたって、投下固 定資産総額が2,700万円を超える ものであること。	○雇用奨励金 新たに雇用された従業員のうち、小坂町内に住所を 有し、かつ、6箇月以上継続して雇用している従業 員1人につき、当該各号に定める金額を乗じて得た額 の合計額。 ①新卒者又は町内転入者 30万円 ②短時間労働者 10万円 ③前各号に規定する者以外の者 15万円 (3箇年度で500万円を限度) ○施設整備費補助金 ①設備投資額の10%に相当する額。 ②当該事業の用に供する建物、機械設備又はその 建物の敷地である土地の賃借料の合計額の20% に相当する額。 (3箇年度で3,000万円を限度)

05327

秋田県

上小阿仁村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
上小阿仁村企業立地 促進資金貸付要綱	S60.6	<ul style="list-style-type: none"> ○村外企業又はその現地法人 ○常時雇用従業員数 50 人以上 ○工場の増設の場合、著しく増産をなし得るもの ○納税及び社会保険料等の納付状況が良好な企業 	融資 <ul style="list-style-type: none"> ○工場の新設に要する用地費及び設備資金 ○工場の増設に要する設備資金○貸付限度額 3,000 万円 ○貸付期間 10 年以内 (据置1年以内含む)
上小阿仁村工場誘致 条例	S42.3 (改正 H29.3)	<ul style="list-style-type: none"> ○村内に工場を新設又は増設する者 ○新設の場合、投下固定資産総額 800 万円以上又は常時使用する工具数3人以上 ○増設の場合、その結果増産をなし得ると認められ、増設により増加した投下固定資産総額 800 万円以上又は常時使用する工具数3人以上増加 ○営業開始の日から3年の間に新規に従業員を雇用し、その者を継続して1年以上雇用 	工場誘致奨励金として、固定資産税相当分を賦課した年から10年間継続して交付する。 雇用促進奨励金として、1年間雇用した従業員1名につき20万円(村内居住従業員は30万円)を3年間交付する。 (限度額1,000万円)

05346

秋田県

藤里町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
藤里町工場誘致等 奨励条例	S44.6 (改正 H29.3)	○投下固定資産額 新規設 1,000 万円を超える 従業員増 4 人を超える	奨励金 ○固定資産税の範囲内(5年間) ※土地を除く
藤里町広域連携雇 用奨励金交付要綱	H30.3	○投下固定資産額 新規設 3,000 万円を超える 新規雇用 6 人以上	奨励金 ○雇用奨励金(3年間) 新設 10 万円(上限 50 万円) 増設 5 万円(上限 25 万円)

05348

秋田県

三種町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,800万円超	雇業者15人超	課税免除	固定資産	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
三種町工場誘致等奨励条例	H26.6	○工場の新増設 ①投下固定資産(土地を除く) 1,000万円超 ②町内雇業者5人超	奨励金 ○固定資産税相当額の範囲(土地を除く) ○期間 5年間
三種町地域雇用創出推進事業補助金交付要綱の工場誘致等奨励事業	H26.10	○土地取得(当該土地取得後、1年以内に工場等の建設に着手したときに交付) ○社員の新規雇用	用地取得助成金 ○町内に2,000㎡以上の土地を取得(土地造成含む) ○取得価格の1/3助成 ○1事業所3千万円限度 雇用助成金(1人3年間限度) ○町内に住所を有する新卒者、転入者及び35歳未満の離職者 1人年額36万円 ○町内に住所を有する35歳以上の離職者の正規社員 1人年額24万円 ○町内に住所を有する非正規社員 1人年額12万円
三種町地域雇用創出推進事業補助金交付要綱の新規進出支援事業	H27.4	○町内に新たに進出、事業所を開設	町内に新たに事業所を開設するために必要な設備工事、機械器具、備品の購入に要する経費 ○対象事業費の30%補助とし、1事業者200万円を限度とする。ただし、対象事業費は50万円以上とする。機械器具、備品の場合、単価3万円以上で事業費合計が50万円以上のものである(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)

三種町資格取得支援事業	H28.4	○仕事に必要な資格取得に対する助成金	○対象資格 国家資格・国家検定等 ○補助対象経費のむ1/2以内の額 ○上限額10万円
-------------	-------	--------------------	--

05349

秋田県

八峰町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
工場等の建設の着手があった場合における土地に限り、立地に伴い増加したものが対象(2,700万円以上)		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
八峰町産業振興促進条例	H24.3	1.工場、旅館、農林水産業用施設、研究施設及び新産業に属する事業所の立地(新設、増設) ①本町産業の振興及び雇用の促進に資するものであること ②常時雇用者のうち町内在住者が5年以内に3人以上となること ③投下固定資産が900万円を超えるものであること	(1)雇用奨励金の交付 ・常時雇用者(年額) 1名あたり20万円 ※上限500万円 ※3年間交付 (2)施設整備費補助金の交付 創業後6ヵ月を経過する日までの設備投資額10%に相当する額(1千万円以内) ただし、操業開始後1年以内1回とする

05361

秋田県

五城目町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間		
投下固定資産総額(万円以上)	従業員(人以上)					
新 設	1,000	新 設	10	課税免除	固定資産税	3年間
増 設	500	増 設	6			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
五城目町企業振興 条例	H3.3	1. 事業所の新設 ①投下固定資産総額 1,000 万円以上 ②常時雇用従業員 10 人以上	用地取得助成金 ○2,000 m ² を超える部分の面積に、1m ² 当たり1万円を超えた金額に 50%を乗じて得た額 (限度額1,000万円)
		2. 事業所の増設 ①投下固定資産総額 500 万円以上 ②常時雇用従業員の増加 6人以上	雇用奨励金 ○常時雇用従業員のうち、新規地元学卒者及び転入者1人につき年額5万円 (適用期間:2年間、限度額 500 万円)
		○常時雇用従業員 10 人以上又は町内居住 常時雇用従業員5人以上	福利厚生施設等助成金 ○食堂、売店、体育施設などの福利厚生施設設置・購入経費の 1/3 (限度額 500 万円)

05363

秋田県

八郎潟町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業誘致促進条例	H21.7	事業所の新設・増設に伴うもの ○新設 投下固定資産額 700 万円以上 従業員 5人以上 ○増設 投下固定資産額 350 万円以上 従業員 3人以上 ○賃貸 町内に事業所を新設する者 従業員 3人以上	事業所施設設置助成 ○固定資産税相当額 (5年間、上限 500 万円) ○賃貸物件の場合、賃貸料の1/2 相当額 (5年間、年間上限 50 万円) ○新たに採用された常時従業員の数に 20 万円を乗じて得た額 (1年間、上限 200 万円) ○投下固定資産として取得した土地に係 る借入金の利子の 1/2 相当額 (5年間、上限 100 万円) ○投下固定資産として取得した土地に町 が課する下水道受益者負担金相当額 ○常時従業員について労働安全衛生法 第 66 条及び労働安全衛生規則第 44 条に 基づく定期健康診断を実施した場合の受 診費の全額 (5年間)

05366

秋田県

井川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 3,000	新增設 15	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
井川町商工業振興 条例	S63.12 (改正 H18.3)	<p>工場の新設</p> <p>○投下固定資本総額が 3,000 万円以上又は常時雇用者が 20 人以上</p> <p>工場の増設</p> <p>○投下固定資本総額が 2,000 万円以上又は常時雇用者の増加が 20 人以上</p> <p>工場以外の事業所の新設</p> <p>○投下固定資産総額が 3,000 万円以上又は常時雇用者の増加が5人以上</p> <p>工場以外の事業所の増設</p> <p>○投下固定資産総額が 2,000 万円以上又は常時雇用者の増加が5人以上</p>	<p>奨励金</p> <p>工場の新增設</p> <p>○固定資産税相当額から土地分を除いた額(増設の場合はその増設分)が1年目は全額を、2年目は 3/4 を、3年目以降は 2/4 を限度として町長が定める額。</p> <p>○事業開始から3年間</p> <p>工場以外の事業所の新增設</p> <p>○固定資産税相当額から土地分を除いた額(増設の場合はその増設分)が1年目は全額を、2年目は 3/4 を、3年目以降は 2/4 を限度として町長が定める額。又は増加した常用雇用者のうち、町内に住所を有するもの1人について 10 万円を限度として町長が定める額。</p> <p>○事業開始から3年間</p>

05368

秋田県

大潟村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
◎製造業・旅館業 (事業者の規模, 取得価格) ・個人事業主・1,000 万円以下 ⇒500 万円以上 ・1,000 万円超 5,000 万円以下 ⇒1,000 万円以上 ・5,000 万円超 ⇒2,000 万円以上 ◎農産物等販売業 等 ⇒500 万円以上 ※「大潟村産業振促進計画」に適合 する旨の村長の確認を受けた者	—	不均一課税 ※適用税率 1 年目 0.14% 2 年目 0.35% 3 年目 0.7 %	固定資産税 (家屋, 償却資 産、土地)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大潟村企業誘致促進条例	平成 20 年 9 月	村内に工場等を新設する者	固定資産税相当額の奨励金交付 (原則3年間) 企業誘致用地(村有地)無償貸し付け (10 年間 延長可)

05434

秋田県
美郷町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業、旅館業の新設・増設	2,700	—	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
美郷町企業誘致条例	H16.11 (改正 H22.9)	1. 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の新設 ①投下固定資産額 2,000 万円超 ②常時雇用者数 5人以上 2. 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の増設 ①投下固定資産額 2,000 万円超 ②常時雇用者数 3人以上増加 3. 観光、レジャー産業施設の新設 ①投下固定資産額 5,000 万円超 ②常時雇用者数 5人以上増加 4. 観光、レジャー産業施設の増設 ①投下固定資産額 2,500 万円超 ②常時雇用者数 3人以上増加	奨励金 ○固定資産税の課税相当額(5年間)
			町内居住者常時雇用奨励金 ○5人を超える町内居住常時雇用者1人当たり5万円(限度額2年間で 500 万円)
美郷町商工業振興奨励金交付要綱	H22.3 (改正 R2.3)	建設業、製造業、情報通信業、卸小売業、飲食店、宿泊業、サービス業の新設・増設 ①投下固定資産額 100 万円以上 ②常時雇用者数 町民1人以上増加	奨励金 ○固定資産税の課税相当額(3年間) 町内居住者常時雇用奨励金等 ○町内居住常時雇用者1人当たり 18 万円(1 回)、常時雇用者1人当たり研修費等上限 12 万円(1回)

05463

秋田県

羽後町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業、農林水産物等販売業、旅館業の新設・増設	2,700	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
羽後町商工業振興条例	H18.4	○新設 固定資産取得総額 500 万円以上 常用雇用従業員 5人以上	工場設置助成金 ○固定資産税相当額(5年間)
		○増設 固定資産取得総額 300 万円以上	
		○工場の新設・増設に供した土地で、取得面積が 500 m ² 以上	用地取得助成金 ○固定資産税相当額(5年間)
		○町内の法人、個人又は団体であって新たに町内で事業を展開する場合	新事業展開助成金 ○事業に要する経費の 1/2 以内で 限度額 100 万円
	H24.4 改正	○現に町内で5人以上 17 人未満の従業員を雇用している事業者で積雪又は除雪の対策をする場合	寒冷地経費助成金 ○1事業所当たり5万円
		○現に町内で 17 人以上の従業員を雇用している事業所で積雪又は除雪の対策をする場合	1 事業所当たり従業員 1 人につき3千円を乗じて得た額

05464

秋田県

東成瀬村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
東成瀬村工場誘致 条例	S48.3	○新設 投下固定資本額 500 万円以上、従業員 20 人以上 ○増設 投下固定資本額 300 万円以上、従業員 20 人以上	奨励金 ○固定資産税額の範囲内(3年間)